

小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要領

令和3年3月31日付け2保疾第1216号長野県健康保健福祉部長通知

令和4年4月28日付け4保疾第83号長野県健康保健福祉部長通知

令和5年5月30日付け5保疾第26号長野県健康保健福祉部長通知

(目的)

第1条 この要領は、小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱（令和3年3月23日付け健発0323第6号厚生労働省健康局長通知。以下「要綱」という。）に定めのあるもののほか、小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、要綱3-1及び3-2に定める条件に加え、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 申請時に本県に住所を有していること
- (2) 本事業の対象となる費用について、他に国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けていないこと

(助成の申請)

第3条 前条に規定する対象者であって、本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 妊孕性温存療法

- ① 長野県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業参加申請書（妊孕性温存療法分）（様式第1-1号）
- ② 長野県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書（妊孕性温存療法実施医療機関）（様式第1-2号）
（妊孕性温存療法実施医療機関の連携機関が妊孕性温存療法の一部を行った場合は様式第1-3号）
- ③ 長野県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書（原疾患治療実施医療機関）（様式第1-4号）
- ④ 妊孕性温存療法における胚（受精卵）凍結保存に係る助成を受けようとする者は婚姻関係を確認できる書類。事実婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。以下同じ。）の場合は、両人の戸籍謄本、両人の住民票及び両人の事実婚関係に関する申立書（様式第1-5号）
- ⑤ 申請時に本県に住所を有していることが確認できるもの（住民票等）
- ⑥ その他知事が必要と認める書類

(2) 温存後生殖補助医療

- ① 長野県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業参加申請書（温存後生殖補助医療分）（様式第3-1号）
- ② 長野県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る温存後生殖補助医療証明書（温存後生殖補助医療実施医療機関）（様式第3-2号）
（温存後生殖補助医療実施医療機関の連携機関が温存後生殖補助医療の一部を実施した場合は様式第3-3号）

- ③ 事実婚関係に関する申立書（様式3－4号）
- ④ 申請時に本県に住所を有していることが確認できるもの（住民票等）
- ⑤ その他知事が必要と認める書類

（助成金の決定）

第4条 知事は、前条の申請があったときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、助成金額を決定の上申請者へ通知するとともに、助成金を支給するものとする。

2 知事は、前項の審査の結果、助成を行わないことを決定したときは、申請者へ通知するとともに提出書類を返却するものとする。

（助成金の返還）

第5条 知事は、前条第1項の助成金の支給を受けた者が、虚偽その他不正な手段により助成金の支給を受けたと認めたときは、助成金の決定を取り消すとともに、助成金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

（指定医療機関）

第6条 要綱5（2）の規定による指定医療機関の申請は、小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業指定医療機関指定申請書（様式第2号）により行うものとする。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。